

亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第4号

亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例（平成31年亀山市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(大規模な森林伐採等の行為)

第2条 条例第8条に規定する大規模に森林を伐採し、及び土地を改変する行為は、5ヘクタール以上の森林を伐採し、及び土地を改変する行為とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。